

第 9 6 号 議 案

足立区立学童保育室の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立学童保育室の指定管理者の指定について
足立区立学童保育室の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
足立区立新田 学園学童保育 室	東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋 I S P タマビル 特定非営利活動法人ワーカーズコープ 代表理事 田嶋 羊子	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 35 年 3 月 31 日まで
足立区立新田 学園第二学童 保育室	東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋 I S P タマビル 特定非営利活動法人ワーカーズコープ 代表理事 田嶋 羊子	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 35 年 3 月 31 日まで
足立区立亀田 学童保育室	北海道札幌市豊平区月寒東五条十丁目3番3号 株式会社プライムツーワン 代表取締役 佐藤 範夫	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 35 年 3 月 31 日まで
足立区立新田 西学童保育室	北海道札幌市豊平区月寒東五条十丁目3番3号 株式会社プライムツーワン 代表取締役 佐藤 範夫	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 35 年 3 月 31 日まで

(提 案 理 由)

学童保育室の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 2
4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出いたします。